

中小企業振興施策への意見の反映方法について

1. 意見聴取の施策

・県が中小企業の意見を聴く施策として用意しているものは以下のとおり。

(1) 大分県中小企業活性化条例推進委員会

条例第3条第3項（関係機関の連携）及び第18条（意見の聴取）の趣旨に則り、「県の情報提供」、「関係機関同士の意見交換」及び「中小企業振興に係る意見交換等」を行う。

(2) 中小企業地域懇話会

条例第18条（意見の聴取）の趣旨に則り、地域の中小企業経営者等と商工労働部職員との意見交換（フリートーク）を実施し、中小企業の実情等を把握することで、施策立案・展開に生かす。6振興局単位で開催。

(3) 500社企業訪問

商工労働部職員による県内企業の景況感や雇用状況等の直接把握や、県施策の情報提供と新たな政策課題の把握、若手職員等の企業とのコミュニケーション能力の向上を目的として、毎年春と秋の2回企業訪問活動を実施（春秋それぞれ500社を目標）。

2. 県の政策形成プロセス

(1) 県政推進指針

「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実行を図るため、翌年度の県政推進の基本的な方向を示すものであり、予算編成や人員配置等はこの指針に沿って進められる。毎年10月頃策定。

(2) 予算編成作業

事業担当部局と財政担当部局の間で行われる予算折衝。11月から年明けの1月ぐらいまでにかけて行われる。

(3) おおいた産業活力創造戦略

中小企業活性化条例第19条に基づく計画。予算編成作業等を踏まえ、翌年度の産業施策を具体的に明示。毎年2月頃策定

(4) 中小企業等支援施策ガイドブック

補助金、セミナー、専門家派遣等の施策について、事業毎に具体的な要件等をまとめたもの。毎年4月頃策定。

3. 意見聴取の流れ

- ・中小企業の意見を、中小企業振興施策に反映させるためには、2の県の政策形成プロセスに合わせた適切な時期に1の施策を実施することが必要である。
- ・別添のとおり実施することが最も効果的と考えられるので、今後の各施策の開催時期の目安としたい。

意見聴取施策等の開催時期

4月	<u>春の500社企業訪問</u> （～6月）
7月	<u>中小企業地域懇話会</u> 年度の重点テーマに関する意見聴取 500社訪問の結果を踏まえた意見聴取 ※必要に応じて庁内に政策検討ワーキンググループ等を設置
8月	<u>中小企業活性化条例推進委員会</u> 地域懇話会等の意見報告・検討等
10月	<u>秋の500社企業訪問</u> （～11月） <u>県政推進指針策定</u> 中小企業意見の反映
11月	<u>予算編成作業</u> （～1月）
2月	<u>おおいた産業活力創造戦略策定</u> 中小企業活性化条例推進委員への送付
4月	<u>中小企業支援施策ガイドブックの作成</u> 中小企業地域懇話会参加企業への送付（戦略とあわせて）